


競争ルールの検証に関するWG（第52回） 関係者ヒアリング資料

< 事業法第27条の3、短期解約 >

2024年 2月16日
ソフトバンク株式会社

事業法第27条の3見直し

事業法遵守のため各種対応を実施

従前の 取組	<ul style="list-style-type: none">● サービス企画部門・営業部門と渉外部門間での確認フローを整備● 代理店への端末購入補助額の通知● システムでのアラート表示● 代理店/スタッフへの指導徹底（定期的な周知・研修）	
追加の 取組	<ul style="list-style-type: none">● 社内説明会の実施（2023年11月）● 代理店/スタッフへの再周知・研修（2023年12月～）● システム/接客ツール/HP等の更新（2023年12月～）	

etc

【代理店/スタッフへの周知】

構成員限り

転売解消に一定の効果も、端末販売数は減少

スマートフォン販売台数（同月比較）

構成員限り



- 最新テクノロジー普及の遅れ
 - 代理店経営の悪化 etc
- ⇒ 今後注視が必要

※ MVNOの一部適用除外等も今後の公正競争上の課題

短期解約

- 従前より短期解約ブラックリストの運用は行っていない
- 契約拒否や不適切な案内が行われないよう継続的に注意喚起

構成員限り

周知

2024年1月に
再周知

研修動画



情報革命で 人々を幸せに

SoftBank